

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和5年12月6日（水）

杉 並 区 議 会

目 次

議案審査結果報告について	3
陳情審査結果報告について	3
委員会提出議案について	
消費者被害を防止、救済するため特定商取引に関する法律の抜本的改正 を求める意見書	4
本会議の日程について	4

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和5年12月6日(水)		午前9時27分～午前9時36分	
場 所	第3・4委員会室			
出席理事 (6名)	理 事	吉 田 あ い	理 事	岩 田 いくま
	理 事	山 田 耕 平	理 事	ひわき 岳
	理 事	川原口 宏 之	理 事	安 斉 あきら
欠席理事	(なし)			
理事以外の 出席議員	議 長	井 口 かづ子	副 議 長	渡 辺 富士雄
出席理事者	(なし)			
事務局職員	事 務 局 長	喜多川 和 美	事 務 局 次 長	村 野 貴 弘
	庶 務 係 長	久保井 悦 代	議 事 係 長	蓑 輪 悦 男
	担 当 書 記	出 口 克 己		

(午前 9時27分 開会)

吉田理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議案審査結果報告について》

吉田理事 初めに、議案審査結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料1を御覧ください。令和5年第4回定例会委員会付託議案審査結果でございます。

総務財政委員会、議案第86号から88号まで、第91号、第93号、第94号の6議案については原案を可決すべきものと決定、議案第92号の1議案については原案を否決すべきものと決定。

区民生活委員会、議案第78号、第79号の2議案については原案を可決すべきものと決定。

保健福祉委員会、議案第80号から第83号までの4議案については原案を可決すべきものと決定。

文教委員会、議案第84号、第85号、第89号、第95号、第96号の5議案については原案を可決すべきものと決定。

以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、本会議において議案審査結果報告書を御確認願います。

《陳情審査結果報告について》

吉田理事 次に、陳情審査結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料2を御覧ください。令和5年第4回定例会委員会付託陳情審査結果でございます。

区民生活委員会、5陳情第41号の陳情については採択すべきものと決定。

文教委員会、5陳情第32号の陳情については不採択とすべきものと決定。

災害対策・防犯等特別委員会、5陳情第25号の陳情については不採択とすべきものと決定。

以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、本会議において陳情審査結果報告書を御確認願います。

《委員会提出議案について》

消費者被害を防止、救済するため特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書

吉田理事 次に、委員会提出議案についてでございます。

消費者被害を防止、救済するため特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。

先ほど陳情審査結果報告でも説明のとおり、5陳情第41号が区民生活委員会で採択されたことに伴い、委員会提出議案として消費者被害を防止、救済するため特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書を提出するものでございます。提案説明は区民生活委員会のひわき委員長で、意見書の内容は資料のとおりでございます。

なお、委員会提出議案のため、会議規則第32条第2項の規定に基づき付託省略となります。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 委員会提出議案につきましては、本日の本会議に提出されます。

なお、説明のとおり付託省略となりますので、御了承願います。

《本会議の日程について》

吉田理事 次に、本会議の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料はございません。

この後、午後1時から本会議を開会。会議録署名議員は、24番奥田雅子議員、48番岩田いくま議員。

日程は、陳情の付託、各委員会の議案審査結果報告、採決。議案第97号の上程、説明、採決。陳情審査結果報告、採決。委員会提出議案第2号の上程、提出者説明、質疑、討論、採決。閉会中の継続審査・継続調査。最後に杉並区選挙管理委員及び同補充員の選挙を行う予定でございます。選挙管理委員選挙の開票立会いは、1番倉本みか議員、25番そね文子議員。同補充員選挙開票立会いは、2番ブランシャール明日香議員、47番藤本なおや議員。

発言通告が出されております。山名かなこ議員、議案第92号について反対討論。松本

みつひろ議員、議案第95号及び第96号について反対討論。富田たく議員、議案第95号及び第96号について賛成討論。松尾ゆり議員、議案第83号について賛成討論。田中ゆうたろう議員、議案第87号、第88号、第89号、第92号について反対討論。横田政直議員、議案第92号について反対討論。

以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、ただいまの説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

議長 先月ですけれども、安斉理事から、井口えみ議員の一般質問の冒頭の発言に対して区長が発言したことに対して、問題ではないかという御発言がありましたので、議会運営に関わることですが、議長のほうで処理してほしいということで、私から御報告をしたいと思います。

井口えみ議員及び区長、両方の発言を事務局に確認していただきまして、テープ起こしもしていただきました。議員の発言は、ほかの議員の質問に対する区長答弁に関しての御自身の意見や要望で、質問ではありませんでした。区長の発言は、議員の発言に対する答弁であると言及されてはいませんでしたけれども、指摘のあった区長御自身の答弁を補足するような内容だったと私は記憶しました。割とこれまでも、本会議でも質問と答弁以外の発言はあったように思いますけれども。

それで、区長にお話ししなくちゃいけないと思ひまして、スケジュール調整していただいて、私と区長と1対1だと、言った言わない、聞いてない言ったになりますので、区長部局からどなたか同席してほしいと要望しまして、総務部長がいらっしゃいました。議会側からは局長を同席させていただいて、4人でお話ししまして、私ら、区長に対して非常に厳しく言いました。今回の行為含めて、議員から質問されてないことについての発言はおやめください、お控えくださいと申し上げました。区長からは、指摘は受け止めておきますと。私が言ったことをどう感じたかは聞いておりません。素直に聞いておりましたけどね、反論もありませんでしたから。分かりましたとおっしゃっていたので、皆さんにこれを御報告させていただきたいと思います。

本会議の一般質問は、議員の通告に基づく質問と、質問に対する理事者の答弁を基本としております。議題以外の発言は良識の範囲にとどめていただきたいと思いますので、皆様、御協力をよろしく願いいたします。

しっかり言いましたから。局長も言うていただきました、しっかりと。どう感じたか

は分かりません。

以上です。

吉田理事 ほかに何かございますか。

山田理事 そのことに関してではないんですけども、最近、議長と副議長に対する我々のお任せ感がすごいなというのがありまして、議運というのは交渉会派の代表が集まっている場所でもありますので、理事会なり議運なりでいろいろ話をしていきたいなと思っています。その点で、議長、副議長にはこの間申し訳ないなという思いもありますので、よろしくをお願いします。

吉田理事 ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前 9時36分 閉会)